

改正案	現行
<p>(議決権のない株式)</p> <p>第三条の二 証券取引法施行令（昭和四十年政令第三百二十一号。以下「令」という。）第十四条の五の二第一号に規定する議決権のない株式として内閣府令で定めるものは、次に掲げるすべての要件を満たす株式とする。</p> <p>一 議決権のない株式</p> <p>二 当該株式を発行する会社が当該株式の取得と引換えに議決権のある株式を交付する旨の定款の定めのない株式</p> <p>(権限を有することを知った有価証券)</p> <p>第三条の三 (略)</p> <p>(保有の態様その他の事情を勘案し保有する株券等から除外するもの)</p> <p>第四条 法第二十七条の二十三第四項に規定する保有の態様その他の事情を勘案して内閣府令で定めるものは、次に掲げる株券等（法第二十七条の二十三第一項に規定する株券等をいう。以下同じ。）とする。</p> <p>一～四 (略)</p>	<p>(新設)</p> <p>(権限を有することを知った有価証券)</p> <p>第三条の二 (略)</p> <p>(保有の態様その他の事情を勘案し保有する株券等から除外するもの)</p> <p>第四条 法第二十七条の二十三第四項に規定する保有の態様その他の事情を勘案して内閣府令で定めるものは、次に掲げる株券等（法第二十七条の二十三第一項に規定する株券等をいう。以下同じ。）とする。</p> <p>一～四 (略)</p>

五 売付けの約定をして受渡しを了していない株券等（約定日から五日（日曜日及び令第十四条の五に規定する休日の日数は、算入しない。）以内に受渡しを行うもの）に限り、次号に掲げる取引により売付けの約定をした株券を除く。）

六〇九（略）

十 会社の役員（取締役、執行役、会計参与（会計参与が法人である場合は、その職務を行うべき社員を含む。）、監査役又はこれらに類する役職にある者をいう。以下この号において同じ。）又は従業員が当該会社の他の役員又は従業員と共同して当該会社の株券等の取得（一定の計画に従い、個別の投資判断に基づかず、継続的に行われ、各役員又は従業員の一回当たりの拠出金額が百万円に満たないものに限る。）をした場合（当該会社が会社法（平成十七年法律第八十六号）第五百五十六条第一項（同法第六十五条第三項の規定により読み替えて適用する場合を含む。）の規定に基づき買付けていた株券以外の株券等を買付けたときは、証券会社に委託して行った場合に限る。）において当該取得をした株券等を信託された者が保有する当該株券等（当該信託された者が当該株券等について法第二十七条の二十三第三項各号に掲げる者に該当しない場合に限る。）

（特別の関係）

第五条の三 令第十四条の七第一項第四号に規定する内閣府令で定め

五 売付けの約定をして受渡しを了していない株券等（約定日から五日（日曜日及び証券取引法施行令（昭和四十年政令第三百二十一号）第十四条の五に規定する休日の日数は、算入しない。）以内に受渡しを行うもの）に限り、次号に掲げる取引により売付けの約定をした株券を除く。）

六〇九（略）

十 会社の役員又は従業員が当該会社の他の役員又は従業員と共同して当該会社の株券等の取得（一定の計画に従い、個別の投資判断に基づかず、継続的に行われ、各役員又は従業員の一回当たりの拠出金額が百万円に満たないものに限る。）をした場合（当該会社が会社法（平成十七年法律第八十六号）第五百五十六条第一項（同法第六十五条第三項の規定により読み替えて適用する場合を含む。）の規定に基づき買付けていた株券以外の株券等を買付けたときは、証券会社に委託して行った場合に限る。）において当該取得をした株券等を信託された者が保有する当該株券等（当該信託された者が当該株券等について法第二十七条の二十三第三項各号に掲げる者に該当しない場合に限る。）

（新設）

る関係は、財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則（昭和三十八年大蔵省令第五十九号）第八条第三項に規定する子会社（組合に限る。）と同項に規定する親会社の関係とする。

（みなし共同保有者から除外されるための保有株券等の数の基準）  
第六条 法第二十七条の二十三第六項ただし書に規定する内閣府令で定める数は、次の各号に掲げる区分に従い、当該各号に定めるものとする。

- 一 内国法人の発行する株券等 単体株券等保有割合（令第十四条の七の二第二項に規定する単体株券等保有割合をいう。以下この号において同じ。）が千分の一となる株券等の数（法第二十七条の二十三第六項に規定する特別の関係にある他の保有者の単体株券等保有割合のうち当該保有者の単体株券等保有割合以下であるものを合計した割合が千分の九を超える場合にあっては、百分の一から当該合計した割合を控除して得た割合に相当する株券等の数（控除してなお控除しきれない割合がある場合には、当該控除しきれない割合はないものとする。））
- 二 外国法人の発行する株券等 発行済株式又は発行済投資口の総数の百分の一に相当する数

（法第二十七条の二十四に規定する通知書の記載内容）

第七条 法第二十七条の二十四に規定する通知書には、通知書の作成の日、顧客が議決権その他の権利を行使することができる権限又は

（みなし共同保有者から除外されるための保有株券等の数の基準）  
第六条 法第二十七条の二十三第六項ただし書に規定する内閣府令で定める数は、次の各号に掲げる区分に従い、当該各号に定めるものとする。

- 一 内国会社の発行する株券等 二十株（会社法第百八十八条第一項の規定により一単元の株式の数を定めている会社の場合には、二十単元）
- 二 外国法人の発行する株券等 発行済株式の総数の百分の一に相当する数

（法第二十七条の二十四に規定する通知書の記載内容）

第七条 法第二十七条の二十四に規定する通知書には、通知書の作成の日、顧客が議決権を行使することができる権限又は議決権の行使

議決権その他の権利の行使について指図を行うことができる権限を有する株券等の発行者の名称、当該株券等の数、当該株券等について当該顧客がこれらの権限を有する旨及び当該発行者の発行する株券等の取得又は処分の状況を記載しなければならない。

(変更報告書の記載内容等)

第八条 法第二十七条の二十五第一項並びに第二十七条の二十六第二項(第三号に掲げる場合に限る。)及び第五項の規定による変更報告書を提出すべき者は、第一号様式により当該報告書を四通作成し、財務局長等に提出しなければならない。

(重要な事項の変更から除外されるもの等)

第九条の二 令第十四条の七の二第一項第五号に規定する軽微なものとして内閣府令で定めるものは、同号イからホまでに掲げる契約の締結又はそれらの内容の変更があった株券等の数を、当該株券等の発行者の発行済株式の総数に当該保有者及び共同保有者(令第十四条の七の二第一項第一号に規定する共同保有者をいう。以下同じ。)の保有する当該株券等(第五条の二各号に掲げる有価証券を除く。)の数を加算した数(以下この条において「発行済株式総数等」という。)で除して得た割合が百分の一未満のものとする。

2 令第十四条の七の二第一項第六号に規定する内閣府令で定めるものは、次に掲げるものとする。

一 保有する株券等の内訳の変更であつて、当該変更のある株券等

について指図を行うことができる権限を有する株券の発行者である会社の名称、当該株券の数、当該株券について当該顧客がこれらの権限を有する旨及び当該会社の発行する株券の取得又は処分の状況を記載しなければならない。

(変更報告書の記載内容等)

第八条 法第二十七条の二十五第一項及び第二十七条の二十六第五項の規定による変更報告書を提出すべき者は、第一号様式により当該報告書を四通作成し、財務局長等に提出しなければならない。

(新設)

の数の合計を発行済株式総数等で除して得た割合が百分の一未満のもの

二 第一号様式及び第三号様式に記載すべき事項のうち、軽微な変更（前号に掲げるものを除く。）

3 令第十四条の七の二第二項に規定する新株予約権付社債券その他の内閣府令で定める有価証券は、次に掲げる有価証券とする。

一 新株予約権付社債券

二 新株予約権証券

三 外国法人の発行する証券又は証書で前二号に掲げる有価証券の性質を有するもの

（特例対象株券等の保有者である証券会社等の者）

第十一条 法第二十七条の二十六第一項に規定する証券会社、銀行その他の内閣府令で定める者は、次に掲げる者とする。

一 三（略）

四 前三号に掲げる者（以下この条及び第十三条において「証券会社等」という。）を共同保有者とする者であつて証券会社等以外の者

（特例対象株券等から除外される場合の株券等保有割合の基準）

第十二条 法第二十七条の二十六第一項及び第二項第三号に規定する内閣府令で定める数は、百分の十とする。

（特例対象株券等の保有者である証券会社等の者）

第十一条 法第二十七条の二十六第一項に規定する証券会社、銀行その他の内閣府令で定める者は、次に掲げる者とする。

一 三（略）

四 前三号に掲げる者（以下この条及び第十三条において「証券会社等」という。）を共同保有者（法第二十七条の二十三第五項に規定する共同保有者をいう。以下同じ。）とする者であつて証券会社等以外の者

（特例対象株券等から除外される場合の株券等保有割合の基準）

第十二条 法第二十七条の二十六第一項に規定する内閣府令で定める数は、百分の十とする。

(保有の態様その他の事情を勘案し特例対象株券等から除外される場合)

第十三条 法第二十七条の二十六第一項に規定する内閣府令で定める場合は、次に掲げる場合とする。

一 証券会社等に証券会社等でない共同保有者がいる場合において、当該共同保有者に証券会社等である共同保有者がいないものとみなして計算した当該共同保有者の株券等保有割合が百分の一を超える場合

二 証券会社等が保有する株券等に係る株券等保有割合が百分の十以下となる場合であつて、当該株券等に係る大量保有報告書又は変更報告書のうち最後に提出されたものに記載された株券等保有割合(百分の十を超えているものに限る。)からの減少が百分の一未満の場合

(特例対象株券等に係る大量保有報告書等の記載内容等)

第十五条 法第二十七条の二十六第一項の規定による大量保有報告書又は同条第二項(第三号に掲げる場合を除く。)の規定による変更報告書を提出すべき者は、第三号様式により当該報告書四通を作成し、財務局長等に提出しなければならない。

(保有の態様その他の事情を勘案し特例対象株券等から除外される場合)

第十三条 法第二十七条の二十六第一項に規定する内閣府令で定める場合は、証券会社等に証券会社等でない共同保有者がいる場合において、当該共同保有者に証券会社等である共同保有者がいないものとみなして計算した当該共同保有者の株券等保有割合が百分の一を超える場合とする。

超える場合とする。

(特例対象株券等に係る大量保有報告書等の記載内容等)

第十五条 法第二十七条の二十六第一項の規定による大量保有報告書又は同条第二項の規定による変更報告書を提出すべき者は、第三号様式により当該報告書四通を作成し、財務局長等に提出しなければならない。

(株券等保有割合が大幅に増加し又は減少した場合として定める基準)

(削る)

(重要提案行為等となるもの)

第十六条 令第十四条の八の二第二項第十三号に規定する内閣府令で定める事項は、次に掲げる事項とする。

- 一 資本政策に関する重要な変更(令第十四条の八の二第二項第十号に掲げるものを除く。)

二・三 (略)

(特例対象株券等に係る変更報告書を提出しなければならない場合)

第十七条 法第二十七条の二十六第二項第四号に規定する内閣府令で定める場合及び内閣府令で定める日は、次の各号に掲げる場合の区分に応じ当該各号に定める日とする。

(削る)

第十六条 法第二十七条の二十六第二項第二号に規定する内閣府令で

定める基準は、株券等保有割合が同条第一項に規定する大量保有報告書に記載された株券等保有割合より百分の二・五以上増加し又は減少したこととする。

(重要提案行為等となるもの)

第十六条の二 証券取引法施行令第十四条の八の二第二項第十三号に規定する内閣府令で定める事項は、次に掲げる事項とする。

- 一 資本政策に関する重要な変更(証券取引法施行令第十四条の八の二第二項第十号に掲げるものを除く。)

二・三 (略)

(特例対象株券等に係る変更報告書を提出しなければならない場合)

第十七条 法第二十七条の二十六第二項第四号に規定する内閣府令で定める場合及び内閣府令で定める日は、次の各号に掲げる場合の区分に応じ当該各号に定める日とする。

- 一 変更報告書に係る基準日の属する月の後の月の末日における株券等保有割合が当該変更報告書に記載された株券等保有割合より百分の二・五以上増加し又は減少した場合 当該末日の属する月の翌月十五日

二 変更報告書に記載された株券等保有割合が基準日以外の月の末日におけるものである場合において、その月の後の基準日における

(削る)

(削る)

一 法第二十七条の二十五第一項の規定による変更報告書に記載された株券等保有割合の計算の基礎となった日の後の基準日における株券等保有割合が当該変更報告書に記載された株券等保有割合より百分の一以上増加し又は減少した場合その他の大量保有報告書に記載すべき重要な事項の変更があつた場合 当該基準日から五日(日曜日その他令第十四条の五に規定する休日の日数は、算入しない。以下この条において同じ。)以内

(削る)

二 法第二十七条の二十三第一項の規定による大量保有報告書に記載された株券等保有割合の計算の基礎となった日の後の基準日に

る株券等保有割合が当該変更報告書に記載された株券等保有割合より百分の一以上増加し又は減少した場合その他の大量保有報告書に記載すべき重要な事項の変更があつた場合 当該後の基準日の属する月の翌月十五日

三 変更報告書に記載された株券等保有割合が基準日以外の月の末日におけるものである場合において、その月の後の基準日以外の月の末日における株券等保有割合が当該変更報告書に記載された株券等保有割合より百分の二・五以上増加し又は減少した場合 当該後の基準日以外の月の末日の属する月の翌月十五日

四 法第二十七条の二十五第一項の規定による変更報告書に記載された株券等保有割合の計算の基礎となった日の後の基準日における株券等保有割合が当該変更報告書に記載された株券等保有割合より百分の一以上増加し又は減少した場合その他の大量保有報告書に記載すべき重要な事項の変更があつた場合 当該基準日の属する月の翌月十五日

五 法第二十七条の二十五第一項の規定による変更報告書に記載された株券等保有割合の計算の基礎となった日の後の基準日以外の月の末日における株券等保有割合が当該変更報告書に記載された株券等保有割合より百分の二・五以上増加し又は減少した場合 当該末日の属する月の翌月十五日

六 法第二十七条の二十三第一項の規定による大量保有報告書に記載された株券等保有割合の計算の基礎となった日の後の基準日に

おける株券等保有割合が当該大量保有報告書に記載された株券等保有割合より百分の一以上増加し又は減少した場合その他の大量保有報告書に記載すべき重要な事項の変更があった場合 当該基準日から五日以内

(削る)

おける株券等保有割合が当該大量保有報告書に記載された株券等保有割合より百分の一以上増加し又は減少した場合その他の大量保有報告書に記載すべき重要な事項の変更があった場合 当該基準日の属する月の翌月十五日

七 法第二十七条の二十三第一項の規定による大量保有報告書に記載された株券等保有割合の計算の基礎となった日の後の基準日以外の月の末日における株券等保有割合が当該大量保有報告書に記載された株券等保有割合より百分の二・五以上増加し又は減少した場合 当該末日の属する月の翌月十五日

○ 株券等の大量保有の状況の開示に関する内閣府令（平成二十二年大蔵省令第三十六号）【平成十九年一月一日閣改出】

改 正 案	現 行																																		
<p><b>第一号様式</b></p> <p>【表紙】</p> <p>【提出書類】 (2)</p> <p>【根拠条文】 <u>法第27条の 第 項</u></p> <p>【提出先】 <u>財務 (支) 局長</u></p> <p>【氏名又は名称】 (3) _____</p> <p>【住所又は本店所在地】 (3) _____</p> <p>【報告義務発生日】 (4) 平成 年 月 日</p> <p>【提出日】 平成 年 月 日</p> <p>【提出者及び共同保有者の総数 (名)】 _____</p> <p>【提出形態】 (5) _____</p> <p>【変更報告書提出事由】 (6)</p> <p>第1 【発行者に関する事項】 (7)</p> <table border="1" style="width: 100%;"> <tr><td>発行者の名称</td><td></td></tr> <tr><td>証券コード</td><td></td></tr> <tr><td>上場・店頭の別</td><td></td></tr> <tr><td>上場証券取引所</td><td></td></tr> </table> <p>第2 【提出者に関する事項】</p> <p>1 【提出者 (大量保有者) / 1】 (8)</p> <p>(1) 【提出者の概要】 (9)</p> <p>① 【提出者 (大量保有者)】</p> <table border="1" style="width: 100%;"> <tr><td>個人・法人の別</td><td></td></tr> <tr><td>氏名又は名称</td><td></td></tr> <tr><td>住所又は本店所在地</td><td></td></tr> <tr><td>旧氏名又は名称</td><td></td></tr> </table>	発行者の名称		証券コード		上場・店頭の別		上場証券取引所		個人・法人の別		氏名又は名称		住所又は本店所在地		旧氏名又は名称		<p><b>第一号様式</b></p> <p>【表紙】</p> <p>【提出書類】 (2)</p> <p>【根拠条文】 <u>法第27条の 第 項</u></p> <p>【提出先】 <u>財務 (支) 局長</u></p> <p>【氏名又は名称】 (3) _____</p> <p>【住所又は本店所在地】 (3) _____</p> <p>【報告義務発生日】 (4) 平成 年 月 日</p> <p>【提出日】 平成 年 月 日</p> <p>【提出者及び共同保有者の総数 (名)】 _____</p> <p>【提出形態】 (5) _____</p> <p>(新規)</p> <p>第1 【発行会社に関する事項】 (6)</p> <table border="1" style="width: 100%;"> <tr><td>発行会社の名称</td><td></td></tr> <tr><td>会社コード</td><td></td></tr> <tr><td>上場・店頭の別</td><td></td></tr> <tr><td>上場証券取引所</td><td></td></tr> <tr><td>本店所在地</td><td></td></tr> </table> <p>第2 【提出者に関する事項】</p> <p>1 【提出者 (大量保有者) / 1】 (7)</p> <p>(1) 【提出者の概要】 (8)</p> <p>① 【提出者 (大量保有者)】</p> <table border="1" style="width: 100%;"> <tr><td>個人・法人の別</td><td></td></tr> <tr><td>氏名又は名称</td><td></td></tr> <tr><td>住所又は本店所在地</td><td></td></tr> <tr><td>旧氏名又は名称</td><td></td></tr> </table>	発行会社の名称		会社コード		上場・店頭の別		上場証券取引所		本店所在地		個人・法人の別		氏名又は名称		住所又は本店所在地		旧氏名又は名称	
発行者の名称																																			
証券コード																																			
上場・店頭の別																																			
上場証券取引所																																			
個人・法人の別																																			
氏名又は名称																																			
住所又は本店所在地																																			
旧氏名又は名称																																			
発行会社の名称																																			
会社コード																																			
上場・店頭の別																																			
上場証券取引所																																			
本店所在地																																			
個人・法人の別																																			
氏名又は名称																																			
住所又は本店所在地																																			
旧氏名又は名称																																			

旧住所又は本店所在地	
------------	--

②【個人の場合】

生年月日	
職業	
勤務先名称	
勤務先住所	

③【法人の場合】

設立年月日	
代表者氏名	
代表者役職	
事業内容	

④【事務上の連絡先】

事務上の連絡先及び担当者名	
電話番号	

(2)【保有目的】(10)

--

(3)【重要提案行為等】(11)

--

(4)【上記提出者の保有株券等の内訳】(12)

①【保有株券等の数】

--	--	--	--

旧住所又は本店所在地	
------------	--

②【個人の場合】

生年月日	
職業	
勤務先名称	
勤務先住所	

③【法人の場合】

設立年月日	
代表者氏名	
代表者役職	
事業内容	

④【事務上の連絡先】

事務上の連絡先及び担当者名	
電話番号	

(2)【保有目的】(9)

--

(3)【重要提案行為等】(9-2)

--

(4)【上記提出者の保有株券等の内訳】(10)

①【保有株券等の数】

--	--	--	--

	法第27条の23第3項本文	法第27条の23第3項第1号	法第27条の23第3項第2号
株券又は投資証券等(株・口)			
新株予約権証券(株)	A	—	<u>G</u>
新株予約権付社債券(株)	B	—	<u>H</u>
対象有価証券 カバードワラント	C		<u>I</u>
株券預託証券			
株券関連預託証券	D		<u>J</u>
対象有価証券償還社債	E		<u>K</u>
他社株等転換株券	<u>F</u>		<u>L</u>
合計(株・口)	<u>M</u>	<u>N</u>	<u>O</u>
信用取引により譲渡したことにより控除する株券等の数	<u>P</u>		
共同保有者間で引渡請求権等の権利が存在するものとして控除する株券等の数	<u>Q</u>		
保有株券等の数(総数) ( <u>M+N+O-P-Q</u> )	<u>R</u>		
保有潜在株式の数 ( <u>A+B+C+D+E+F+G+H+I+J+K+L</u> )	<u>S</u>		

②【株券等保有割合】

発行済株式等総数(株・口) (平成 年 月 日現在)	<u>T</u>
-------------------------------	----------

	法第27条の23第3項本文	法第27条の23第3項第1号	法第27条の23第3項第2号
株券(株)			
新株予約権証券(株)	A	—	<u>F</u>
新株予約権付社債券(株)	B	—	<u>G</u>
対象有価証券 カバードワラント	C		<u>H</u>
株券預託証券			
株券関連預託証券	D		<u>I</u>
対象有価証券償還社債	E		<u>J</u>
合計(株)	<u>K</u>	<u>L</u>	<u>M</u>
信用取引により譲渡したことにより控除する株券等の数	<u>N</u>		
保有株券等の数(総数) ( <u>K+L+M-N</u> )	<u>O</u>		
保有潜在株式の数 ( <u>A+B+C+D+E+F+G+H+I+J</u> )	<u>P</u>		

②【株券等保有割合】

発行済株式総数(株) (平成 年 月 日現在)	<u>Q</u>
----------------------------	----------

上記提出者の 株券等保有割合 (%) ( $R / (S+T) \times 100$ )	
直前の報告書に記載された 株券等保有割合 (%)	

(5) 【当該株券等の発行者の発行する株券等に関する最近60日間の取得又は処分の状況】 (13)

年月日	株券等の種類	数量	割合	市場内外取引の別	取得又は処分の別	単価

(6) 【当該株券等に関する担保契約等重要な契約】 (14)

--

(7) 【保有株券等の取得資金】 (15)

① 【取得資金の内訳】

自己資金額 (U) (千円)	
----------------	--

上記提出者の 株券等保有割合 (%) ( $0 / (P+Q) \times 100$ )	
直前の報告書に記載された 株券等保有割合 (%)	

(5) 【当該株券等の発行者の発行する株券等に関する最近60日間の取得又は処分の状況】 (11)

年月日	株券等の種類	数量	取得又は処分の別	単価

(6) 【当該株券等に関する担保契約等重要な契約】 (12)

--

(7) 【保有株券等の取得資金】 (13)

① 【取得資金の内訳】

自己資金額 (R) (千円)	
----------------	--

借入金額計 (V) (千円)	
その他金額計 (W) (千円)	
上記 (W) の内訳	
取得資金合計 (千円) (U+V+W)	

②【借入金の内訳】

名称 (支店名)	業 種	代表者氏名	所 在 地	借入目的	金額 (千円)

③【借入先の名称等】

名称 (支店名)	代表者氏名	所 在 地

借入金額計 (S) (千円)	
その他金額計 (T) (千円)	
上記 (T) の内訳	
取得資金合計 (千円) (R+S+T)	

②【借入金の内訳】

番号	名称 (支店名)	業 種	代表者氏名	所 在 地	借入目的	金額 (千円)
<u>1</u>						
<u>2</u>						
<u>3</u>						
<u>4</u>						
<u>5</u>						
<u>6</u>						
<u>7</u>						
<u>8</u>						
<u>9</u>						
<u>10</u>						

③【借入先の名称等】

番号	名称 (支店名)	代表者氏名	所 在 地


第3 【共同保有者に関する事項】 (16)

1 【共同保有者／1】 (17)

(1) 【共同保有者の概要】 (18)

① 【共同保有者】

個人・法人の別	
氏名又は名称	
住所又は本店所在地	
旧氏名又は名称	
旧住所又は本店所在地	

② 【個人の場合】

生年月日	
職業	
勤務先名称	


第3 【共同保有者に関する事項】 (14)

1 【共同保有者／1】 (15)

(1) 【共同保有者の概要】 (16)

① 【共同保有者】

個人・法人の別	
氏名又は名称	
住所又は本店所在地	
旧氏名又は名称	
旧住所又は本店所在地	

② 【個人の場合】

生年月日	
職業	
勤務先名称	

勤務先住所	
-------	--

③【法人の場合】

設立年月日	
代表者氏名	
代表者役職	
事業内容	

④【事務上の連絡先】

事務上の連絡先及び担当者名	
電話番号	

(2)【上記共同保有者の保有株券等の内訳】(19)

①【保有株券等の数】

	法第27条の23第3 項本文	法第27条の23第3 項第1号	法第27条の23第3 項第2号
株券又は投資証券等(株・口)			
新株予約権証券(株)	A	—	<u>G</u>
新株予約権付社債券(株)	B	—	<u>H</u>
対象有価証券 カバードワラント	C		<u>I</u>
株券預託証券			
株券関連預託証券	D		<u>J</u>
対象有価証券償還社債	E		<u>K</u>

勤務先住所	
-------	--

③【法人の場合】

設立年月日	
代表者氏名	
代表者役職	
事業内容	

④【事務上の連絡先】

事務上の連絡先及び担当者名	
電話番号	

(2)【上記共同保有者の保有株券等の内訳】(17)

①【保有株券等の数】

	法第27条の23第3 項本文	法第27条の23第3 項第1号	法第27条の23第3 項第2号
株券(株)			
新株予約権証券(株)	A	—	<u>F</u>
新株予約権付社債券(株)	B	—	<u>G</u>
対象有価証券 カバードワラント	C		<u>H</u>
株券預託証券			
株券関連預託証券	D		<u>I</u>
対象有価証券償還社債	E		<u>J</u>

他社株等転換株券	<u>F</u>		<u>L</u>
合計(株・口)	<u>M</u>	<u>N</u>	<u>O</u>
信用取引により譲渡したことにより控除する株券等の数	<u>P</u>		
共同保有者間で引渡請求権等の権利が存在するものとして控除する株券等の数	<u>Q</u>		
保有株券等の数(総数) ( <u>M+N+O-P-Q</u> )	<u>R</u>		
保有潜在株式の数 ( <u>A+B+C+D+E+F+G+H+I+J+K+L</u> )	<u>S</u>		

②【株券等保有割合】

発行済株式等総数(株・口) (平成 年 月 日現在)	<u>T</u>
上記提出者の株券等保有割合(%) ( <u>R / (S+T) × 100</u> )	
直前の報告書に記載された株券等保有割合(%)	

第4【提出者及び共同保有者に関する総括表】

- 1【提出者及び共同保有者】(20)  
2【上記提出者及び共同保有者の保有株券等の内訳】(21)  
(1)【保有株券等の数】

	法第27条の23第3項本文	法第27条の23第3項第1号	法第27条の23第3項第2号
株券又は投資証券等(株・口)			

合計(株)	<u>K</u>	<u>L</u>	<u>M</u>
信用取引により譲渡したことにより控除する株券等の数	<u>N</u>		
保有株券等の数(総数) ( <u>K+L+M-N</u> )	<u>O</u>		
保有潜在株式の数 ( <u>A+B+C+D+E+F+G+H+I+J</u> )	<u>P</u>		

②【株券等保有割合】

発行済株式総数(株) (平成 年 月 日現在)	<u>Q</u>
上記提出者の株券等保有割合(%) ( <u>O / (P+Q) × 100</u> )	
直前の報告書に記載された株券等保有割合(%)	

第4【提出者及び共同保有者に関する総括表】

- 1【提出者及び共同保有者】(18)  
2【上記提出者及び共同保有者の保有株券等の内訳】(19)  
(1)【保有株券等の数】

	法第27条の23第3項本文	法第27条の23第3項第1号	法第27条の23第3項第2号
株券(株)			

新株予約権証券（株）	A	—	<u>G</u>
新株予約権付社債券（株）	B	—	<u>H</u>
対象有価証券 カバードワラント	C		<u>I</u>
株券預託証券			
株券関連預託証券	D		<u>J</u>
対象有価証券償還社債	E		<u>K</u>
他社株等転換株券	<u>F</u>		<u>L</u>
合計（株・口）	<u>M</u>	<u>N</u>	<u>O</u>
信用取引により譲渡したこと により控除する株券等の数	<u>P</u>		
共同保有者間で引渡請求権等 の権利が存在するものとして 控除する株券等の数	<u>Q</u>		
保有株券等の数（総数） ( <u>M+N+O-P-Q</u> )	<u>R</u>		
保有潜在株式の数 ( <u>A+B+C+D+E+F+G+H+I+J+K+L</u> )	<u>S</u>		

(2) 【株券等保有割合】

発行済株式等総数（株・口） （平成 年 月 日現在）	<u>T</u>
上記提出者の 株券等保有割合（%） ( <u>R</u> / ( <u>S+T</u> ) × 100)	

新株予約権証券（株）	A	—	<u>F</u>
新株予約権付社債券（株）	B	—	<u>G</u>
対象有価証券 カバードワラント	C		<u>H</u>
株券預託証券			
株券関連預託証券	D		<u>I</u>
対象有価証券償還社債	E		<u>J</u>
合計（株）	<u>K</u>	<u>L</u>	<u>M</u>
信用取引により譲渡したこと により控除する株券等の数	<u>N</u>		
保有株券等の数（総数） ( <u>K+L+M-N</u> )	<u>O</u>		
保有潜在株式の数 ( <u>A+B+C+D+E+F+G+H+I+J</u> )	<u>P</u>		

(2) 【株券等保有割合】

発行済株式総数（株） （平成 年 月 日現在）	<u>Q</u>
上記提出者の 株券等保有割合（%） ( <u>O</u> / ( <u>P+Q</u> ) × 100)	

直前の報告書に記載された 株券等保有割合 (%)	
-----------------------------	--

(3) 【共同保有における株券等保有割合の内訳】 (22)

提出者又は共同保有者名	保有株券等の数(総数)(株・口)	株券等保有割合 (%)
合 計		

(記載上の注意)

(1) 一般的事項

- a 記載事項のうち「第2 提出者に関する事項」には、提出者の株券等の保有状況について記載し、「第3 共同保有者に関する事項」には、共同保有者がいる場合にのみ、各共同保有者の株券等の保有状況について別々に記載し、「第4 提出者及び共同保有者に関する総括表」には、共同保有者がいる場合にのみ、提出者及び共同保有者の株券等の保有状況を一括して記載すること。共同保有者がいない場合には、この様式のうち「第3 共同保有者に関する事項」及び「第4 提出者及び共同保有者に関する総括表」に係る部分は提出することを要しない。
- b 大量保有報告書又は変更報告書（以下この様式において「報告書」という。）の提出者が、共同保有者全員の委任を受けて当該提出者及び当該共同保有者全員の報告書の一つにまとめて提出する場合には、当該提出者及び当該共同保有者のそれぞれの株券等の保有状況（変更報告書については、共同保有者のうち、前回提出の報告書から記載事項に一切の変更がない者に係る保有状況を除く。）について、別々に「第2 提出者に関する事項」に記載するとともに、これらの者の株券等の保有状況を一括して「第4 提出者及び共同保有者に関する総括表」に記載すること。
- c 会社の株券等が新たに証券取引所に上場され、又は店頭売買有価証券として証券業協会に登録されたことにより、大量保有者となった者は、当該上場又は登録の日から5日（日曜日及び令第14条の5に規定する休日の日数は、算入しない。）以内にこの報告書を提出すること。

(削る)

直前の報告書に記載された 株券等保有割合 (%)	
-----------------------------	--

(新規)

(記載上の注意)

(1) 一般的事項

- a 記載事項のうち「第2 提出者に関する事項」には、提出者の株券等の保有状況について記載し、「第3 共同保有者に関する事項」には、共同保有者がいる場合にのみ、各共同保有者の株券等の保有状況について別々に記載し、「第4 提出者及び共同保有者に関する総括表」には、共同保有者がいる場合にのみ、提出者及び共同保有者の株券等の保有状況を一括して記載すること。共同保有者がいない場合には、この様式のうち「第3 共同保有者に関する事項」及び「第4 提出者及び共同保有者に関する総括表」に係る部分は提出することを要しない。
- b 大量保有報告書又は変更報告書（以下この様式において「報告書」という。）の提出者が、共同保有者全員の委任を受けて当該提出者及び当該共同保有者全員の報告書の一つにまとめて提出する場合には、当該提出者及び当該共同保有者のそれぞれの株券等の保有状況について、別々に「第2 提出者に関する事項」に記載するとともに、これらの者の株券等の保有状況を一括して「第4 提出者及び共同保有者に関する総括表」に記載すること。
- c 会社の株券等が新たに証券取引所に上場され、又は店頭売買有価証券として証券業協会に登録されたことにより、大量保有者となった者は、当該上場又は登録の日から5日（日曜日及び証券取引法施行令第14条の5に規定する休日の日数は、算入しない。）以内にこの報告書を提出すること。
- d 変更報告書は、株券等保有割合に100分の1以上の増加又は減少があった場合のほか、提出者の氏名若しくは名称又は住所若しくは本店所在地の変更、保有目的の変更、保有株券等の内訳の変更（軽微なものを除く。）、株券等に関する担保契約等重要な契約の変更、共同保有者の変更、共同保有者の氏名若しくは名称又は住所若しくは本店所在地の変更、共同保有者の保有株券等の内訳の変更（軽微なものを除く。）その他の大量保有報告書に記載す

d 変更報告書の提出に当たっては、大量保有報告書の記載事項のすべてについて、変更報告書の提出義務が発生した日の現況に基づいて記載すること。

e 報告書に係る訂正報告書については、発行者の名称及び証券コード、提出者の氏名又は名称及び住所又は本店所在地並びに訂正される報告書の報告義務発生日を記載し、訂正事項については、その訂正前・訂正後が分かるように記載すること。

(2) 提出書類

「大量保有報告書」又は「変更報告書」のいずれかを記載し、「変更報告書」である場合には、大量保有報告書を提出した後、最初に提出した変更報告書から数えた通し番号を記載すること。

(3) 氏名又は名称及び住所又は本店所在地

a 報告書の提出者本人（代理人が提出する場合には当該代理人）の氏名又は名称及び住所又は本店所在地を記載すること（法第27条の30の5第1項の規定により当該報告書を書面で提出する場合には、併せて押印すること。）。なお、代理人が提出する場合には、報告書の提出を委任した者が、当該代理人に、報告書の提出に関する一切の行為につき、当該委任した者を代理する権限を付与したことを証する書面の写しを添付すること（法第27条の30の5第1項の規定により当該報告書を書面で提出する場合には、報告書1通につき1通ずつ添付すること。）。

b 報告書の提出者が、共同保有者全員（変更報告書については、共同保有者のうち、前回提出の報告書から記載事項に一切の変更がない者を除く。）の委任を受けて当該提出者及び当該共同保有者全員の報告書の一つにまとめて提出する場合には、委任を受けた者の氏名又は名称及び住所又は本店所在地を記載すること（法第27条の30の5第1項の規定により当該報告書を書面で提出する場合には、併せて押印すること。）。なお、当該共同保有者が、当該提出者に報告書の提出に関する一切の行為につき、当該共同保有者を代理する権限を付与したことを証する書面の写しを添付すること（法第27条の30の5第1項の規定により当該報告書を書面で提出する場合には、報告書1通につき1通ずつ添付すること。）。

c 「氏名又は名称」欄については、法人の場合には、法人の名称及び代表者の役職氏名を記載すること（法第27条の30の5第1項の規定により当該報告書を書面で提出する場合には、併せて代表者印を押印すること。）。

d 報告書の提出者が非居住者（外国為替及び外国貿易法第6条第1項第6号に規定する非居住者をいう。以下この様式及び第四号様式において同じ。）の場合には、原語名を括弧内に記載すること。

(4) 報告義務発生日

大量保有報告書にあつては大量保有者となった日を、変更報告書にあつては当該変更報告書に記載すべき変更があつた日を記載すること。

(5) 提出形態

べき重要な事項の変更があつた場合に提出すること。

e 変更報告書の提出に当たっては、大量保有報告書の記載事項のすべてについて、変更報告書の提出義務が発生した日の現況に基づいて記載すること。ただし、「第2 提出者に関する事項」の「(1) 提出者の概要」欄又は「第3 共同保有者に関する事項」の「(1) 共同保有者の概要」欄に記載した事項のみが変更した場合には、当該変更のあつた欄並びに「第1 発行会社に関する事項」及び「第2 提出者に関する事項」の「(1) 提出者の概要」欄以外の欄に記載することを要しない。

f 報告書に係る訂正報告書については、発行会社の名称及び会社コード、提出者の氏名又は名称及び住所又は本店所在地並びに訂正される報告書の報告義務発生日を記載し、訂正事項については、その訂正前・訂正後が分かるように記載すること。

(2) 提出書類

「大量保有報告書」又は「変更報告書」のいずれかを記載し、「変更報告書」である場合には、大量保有報告書を提出した後、最初に提出した変更報告書から数えた通し番号を記載すること。

(3) 氏名又は名称及び住所又は本店所在地

a 報告書の提出者本人（代理人が提出する場合には当該代理人）の氏名又は名称及び住所又は本店所在地を記載すること（当該報告書を書面で提出する場合には、併せて押印すること。）。なお、代理人が提出する場合には、報告書の提出を委任した者が、当該代理人に、報告書の提出に関する一切の行為につき、当該委任した者を代理する権限を付与したことを証する書面を添付すること（当該報告書を書面で提出する場合には、報告書1通につき1通ずつ添付すること。）。

b 報告書の提出者が、共同保有者全員の委任を受けて当該提出者及び当該共同保有者全員の報告書の一つにまとめて提出する場合には、委任を受けた者の氏名又は名称及び住所又は本店所在地を記載すること（当該報告書を書面で提出する場合には、併せて押印すること。）。なお、当該共同保有者が、当該提出者に報告書の提出に関する一切の行為につき、当該共同保有者を代理する権限を付与したことを証する書面を添付すること（当該報告書を書面で提出する場合には、報告書1通につき1通ずつ添付すること。）。

c 「氏名又は名称」欄については、法人の場合には、法人の名称及び代表者の役職氏名を記載すること（当該報告書を書面で提出する場合には、併せて代表者印を押印すること。）。

d 報告書の提出者が非居住者（外国為替及び外国貿易法第6条第1項第6号に規定する非居住者をいう。以下この様式及び第四号様式において同じ。）の場合には、原語名を括弧内に記載すること。

(4) 報告義務発生日

大量保有報告書にあつては大量保有者となった日を、変更報告書にあつては当該変更報告書に記載すべき変更があつた日を記載すること。

(5) 提出形態

報告書の提出者が共同保有者全員（変更報告書については、共同保有者のうち、前回提出の報告書から記載事項に一切の変更がない者を除く。）の委任を受けて当該提出者及び当該共同保有者全員の報告書の一つにまとめて提出する場合には「連名」と記載し、それ以外の場合には「その他」と記載すること。

(6) 変更報告書提出事由

提出書類が変更報告書である場合には、変更報告書を提出する義務が生じることとなった変更事由を、例えば「株券等保有割合が1%以上増加したこと」などと記載すること。

(7) 発行者に関する事項

- a 「証券コード」欄には、証券コード協議会の証券コードを記載すること。
- b 「上場・店頭別の別」欄には、「上場」又は「店頭」のいずれかを記載し、「上場証券取引所」欄には、上場しているすべての証券取引所の名称を記載すること。

(8) 提出者（大量保有者）／1

報告書の提出者が、共同保有者全員の委任を受けて当該提出者及び当該共同保有者全員の報告書の一つにまとめて提出する場合には、当該提出者の株券等の保有状況を「1 提出者（大量保有者）／1」とし、当該共同保有者の株券等の保有状況を順に「2 提出者（大量保有者）／2」、「3 提出者（大量保有者）／3」と通し番号を付して記載すること。

(9) 提出者の概要

- a 「個人・法人の別」欄には、個人の場合には「個人」と記載し、法人の場合には「法人（）」として括弧内に「株式会社」、「有限会社」、「合名会社」、「合資会社」等具体的な会社形態を記載すること。組合（民法（明治29年法律第89号）第667条に規定する組合その他の法人格を有さない組合をいう。以下(9)及び(11)において同じ。）又は社団等の場合には、当該組合又は社団等を保有者として提出せず、株券等を所有し、又は法第27条の23第3項各号に規定する者に該当する業務執行組員等（明示又は黙示の合意又は契約に基づき、形式的な業務執行組員等とは別に当該株券等に係る処分権限を有する者がいる場合には当該者を含む。）を保有者として提出すること。また、この場合、その旨を報告書の「(6) 当該株券等に関する担保契約等重要な契約」欄に記載すること。
- b 報告書の提出者が非居住者の場合には、「氏名又は名称」欄に、原語名を括弧書すること。
- c 提出者の氏名若しくは名称又は住所若しくは本店所在地の変更に係る変更報告書を提出する場合には、「旧氏名又は名称」及び「旧住所又は本店所在地」欄に、変更前の氏名若しくは名称又は住所若しくは本店所在地を記載すること。
- d 提出者が個人の場合は「② 個人の場合」欄に、法人の場合は「③ 法人の場合」欄にそれぞれ記載すること。
- e 「設立年月日」欄には、法人設立の登記年月日を記載すること。
- f 「事業内容」欄には、報告書の提出義務が発生した日現在の当該法人の定款等に記載された主要な目的を記載すること。

(10) 保有目的

「純投資」、「政策投資」、「重要提案行為等を行うこと」等の目的及びその内容について、できる限り具体的に記載すること。複数ある場合にはそのすべてを記載すること。

(11) 重要提案行為等

報告書の提出者が共同保有者全員の委任を受けて当該提出者及び当該共同保有者全員の報告書の一つにまとめて提出する場合には「連名」と記載し、それ以外の場合には「その他」と記載すること。

(新規)

(6) 発行会社に関する事項

- a 「会社コード」欄には、証券コード協議会の証券コードを記載すること。
- b 「上場・店頭別の別」欄には、「上場」又は「店頭」のいずれかを記載し、「上場証券取引所」欄には、上場しているすべての証券取引所の名称を記載すること。

(7) 提出者（大量保有者）／1

報告書の提出者が、共同保有者全員の委任を受けて当該提出者及び当該共同保有者全員の報告書の一つにまとめて提出する場合には、当該提出者の株券等の保有状況を「1 提出者（大量保有者）／1」とし、当該共同保有者の株券等の保有状況を順に「2 提出者（大量保有者）／2」、「3 提出者（大量保有者）／3」と通し番号を付して記載すること。

(8) 提出者の概要

- a 「個人・法人の別」欄には、個人の場合には「個人」と記載し、法人の場合には「法人（）」として括弧内に「株式会社」、「有限会社」、「合名会社」、「合資会社」等具体的な会社形態を記載すること。組合（民法（明治29年法律第89号）第667条に規定する組合その他の法人格を有さない組合をいう。以下(8)及び(12)において同じ。）又は社団等の場合には、当該組合又は社団等を保有者として提出せず、株券等を所有し、又は法第27条の23第3項各号に規定する者に該当する業務執行組員等を保有者として提出すること。また、この場合、その旨を報告書の「(6) 当該株券等に関する担保契約等重要な契約」欄に記載すること。
- b 報告書の提出者が非居住者の場合には、「氏名又は名称」欄に、原語名を括弧書すること。
- c 提出者の氏名若しくは名称又は住所若しくは本店所在地の変更に係る変更報告書を提出する場合には、「旧氏名又は名称」及び「旧住所又は本店所在地」欄に、変更前の氏名若しくは名称又は住所若しくは本店所在地を記載すること。
- d 提出者が個人の場合は「② 個人の場合」欄に、法人の場合は「③ 法人の場合」欄にそれぞれ記載すること。
- e 「設立年月日」欄には、法人設立の登記年月日を記載すること。
- f 「事業内容」欄には、報告書の提出義務が発生した日現在の当該法人の定款等に記載された主要な目的を記載すること。

(9) 保有目的

「純投資」、「政策投資」、「経営参加」、「支配権の取得」等の目的及びその内容について、できる限り具体的に記載すること。

(9-2) 重要提案行為等

第11条第1号から第3号までに掲げる者が重要提案行為等を行うことを株券等の保有の目的としているために本様式を使用する場合には、重要提案行為等を行う予定である旨を記載すること。

(12) 上記提出者の保有株券等の内訳

a 保有株券等の内訳は、その日の取引がすべて終了した後に提出者が保有する株券等の状況により記載すること。その場合、株券については株式の数を、株券以外のものについては株式に換算した数を記載すること。ただし、株券以外のものについては、新株予約権の行使又は転換の請求をすることができる期間を経過しているものは、保有する株券等の数には含まないで記載すること。

なお、発行者において株式分割等を行っており、効力が発生していない場合において、権利落日から効力発生日までの間に本報告義務が発生した場合には、保有株券等の数は権利落日に増加するものとみなして保有株券等の数を記入することとする。

b 「法第27条の23第3項本文」欄には、自己又は他人（仮設人を含む。）の名義をもって所有する株券等（売買その他の契約に基づき、引渡請求権を有する株券等を含む。）の数を記載すること。

c 「法第27条の23第3項第1号」欄には、金銭の信託契約その他の契約又は法律の規定に基づき、株券等の発行者の株主としての議決権その他の権利を行使することができる権限又は議決権その他の権利の行使について指図を行うことができる権限を有する株券（所有権又は投資をするのに必要な権限を有するものを除く。）であって、当該発行者の事業活動を支配する目的をもって保有するものの数を記載すること。

d 「法第27条の23第3項第2号」欄には、投資一任契約その他の契約又は法律の規定に基づき、投資をするのに必要な権限を有する株券等（所有権を有するものを除く。）の数を記載すること。

e 「発行済株式等総数」欄には、原則として、報告義務が発生した日の発行済株式等総数を記載すること。ただし、これが分からない場合には、直前期の有価証券報告書又は半期報告書、直近の商業登記簿等に記載された発行済株式等総数を記載しても差し支えない。

なお、発行者において株式分割等を行っており、効力が発生していない場合において、権利落日から効力発生日までの間に本報告義務が発生した場合には、発行済株式等総数は権利落日に増加するものとみなして発行済株式等総数を記入することとする。

f 「上記提出者の株券等保有割合」欄には、小数点以下3桁を四捨五入して小数点以下2桁まで算出した割合を記載すること。

g 変更報告書を提出する場合には、「直前の報告書に記載された株券等保有割合」欄に、当該変更報告書の直前の報告書に記載された株券等保有割合を記載すること。

h 信託業を営む者が信託契約に基づいて株券等を保有する場合に、当該信託業を営む者が法第27条の23第3項本文及び同項第1号に該当するとき、又は同項本文及び同項第2号に該当するときは、それぞれ、「法第27条の23第3項本文」欄ではなく、「法第27条の23第3項第1号」欄又は「法第27条の23第3項第2号」欄に記載すること。

第11条第1号から第3号までに掲げる者が重要提案行為等を行うことを株券等の保有の目的としているために本様式を使用する場合には、重要提案行為等を行う予定である旨を記載すること。

(10) 上記提出者の保有株券等の内訳

a 保有株券等の内訳は、その日の取引がすべて終了した後に提出者が保有する株券等の状況により記載すること。その場合、株券については株式の数を、株券以外のものについては株式に換算した数を記載すること。ただし、株券以外のものについては、新株引受権の行使又は転換の請求をすることができる期間を経過しているものは、保有する株券等の数には含まないで記載すること。

なお、「新株予約権証券」に商法等の一部を改正する法律の施行に伴う関係法律の整備に関する法律（平成13年法律第129号）第19条第3項の規定により新株予約権証券とみなされる新株引受権証券（(11)のbにおいて「旧新株引受権証券」という。）が含まれる場合又は「新株予約権付社債券」に同条第2項の規定により新株予約権付社債とみなされる転換社債若しくは新株引受権付社債（(11)のbにおいて「旧転換社債等」という。）が含まれる場合には、その旨及び株式に換算した数を注記すること。

b 「法第27条の23第3項本文」欄には、自己又は他人（仮設人を含む。）の名義をもって所有する株券等（売買その他の契約に基づき、引渡請求権を有する株券等を含む。）の数を記載すること。

c 「法第27条の23第3項第1号」欄には、金銭の信託契約その他の契約又は法律の規定に基づき、株主としての議決権を行使することができる権限又は議決権の行使について指図を行うことができる権限を有する株券（所有権又は投資をするのに必要な権限を有するものを除く。）であって、会社の事業活動を支配する目的をもって保有するものの数を記載すること。

d 「法第27条の23第3項第2号」欄には、投資一任契約その他の契約又は法律の規定に基づき、投資をするのに必要な権限を有する株券等（所有権を有するものを除く。）の数を記載すること。

e 「発行済株式等総数」欄には、原則として、報告義務が発生した日の発行済株式等総数を記載すること。ただし、これが分からない場合には、直前期の有価証券報告書又は半期報告書、直近の商業登記簿等に記載された発行済株式等総数を記載しても差し支えない。

f 「上記提出者の株券等保有割合」欄には、小数点以下3桁を四捨五入して小数点以下2桁まで算出した割合を記載すること。

g 変更報告書を提出する場合には、「直前の報告書に記載された株券等保有割合」欄に、当該変更報告書の直前の報告書に記載された株券等保有割合を記載すること。

h 信託業を営む者が信託契約に基づいて株券等を保有する場合に、当該信託業を営む者が法第27条の23第3項本文及び同項第1号に該当するとき、又は同項本文及び同項第2号に該当するときは、それぞれ、「法第27条の23第3項本文」欄ではなく、「法第27条の23第3項第1号」欄又は「法第27条の23第3項第2号」欄に記載すること。

- i 新株の発行に際しては、当該株券の効力が生ずるまでの間は、その発行に係る株券は未だ保有していないものとみなして保有株券等の数を記載することができる。
- j 現在は発行者以外の者が発行者である株券等であっても、取得の請求の結果、対価として交付される株券等が対象者の発行する株券等である旨の定めがなされている場合には、当該交付される株券等の数を「他社株等転換株券」欄に記載すること。
- k 信用取引において、顧客（証券会社を含む。）が証券会社から株券の貸付けを受けたことにより、当該証券会社に対して返還義務を有する場合には、当該借入株券の数に相当する数を「信用取引により譲渡したことにより控除する株券等の数」欄に記載すること。ただし、「共同保有者間で引渡請求権等の権利が存在するものとして控除する株券等の数」欄において記載すべき数を除く。
- l 法第27条の2第4項の規定により保有者及び共同保有者の間で引渡請求権その他の令第14条の6の2各号で定める権利が存在する株券等がある場合には、当該株券等の数を「共同保有者間で引渡請求権等の権利が存在するものとして控除する株券等の数」欄に記載すること。
- m 株券等を共有（民法第249条に規定する共有をいう。以下この号及び(14)において同じ。）により保有する場合は、共有持分を自分の所有として記載すること。また、共有者は、原則として、共同保有者に該当することとなるので、共有者の共有持分は共同保有者の保有株券等として記載すること。ただし、共有により保有する株券等について、議決権の行使権限若しくはその指図権限又は投資権限を委任されているような場合は、その分は自己保有分として記載すること。
- n 相続財産については、相続人が一人の場合は、相続人は、単純承認又は限定承認により相続が確定するまでの間は、当該相続財産に属する株券等を未だ保有していないものとみなして保有株券等の数を記載することができる。また、相続人が数人いる場合は、相続人は、相続財産に属する株券等に係る遺産分割が了しない間は当該株券等を未だ保有していないものとみなして保有株券等の数を記載することができる。
- (13) 当該株券等の発行者の発行する株券等に関する最近60日間の取得又は処分の状況
- a 報告義務が発生した日の60日前の日の翌日以後、報告義務が発生した日までの間の株券等の取得又は処分の状況について記載すること。この場合、1日に市場内取引及び市場外取引（相対取引及び立会外取引を含む。）を行ったときは、市場内取引と市場外取引の別にそれぞれ1日分を合算し、更に1日に2回以上取得又は処分を行ったときは、取得又は処分のそれぞれ1日分を合算し、単価の欄については平均の単価を記載すること。ただし、市場内取引については単価を記載することを要しない。  
平成2年1月2日より前の株券等の取得又は処分の状況については、記載することを要しない。
- b 「株券等の種類」欄には、株券、新株予約権証券、新株予約権付社債券等の別を記載し、株券等に種類の別がある場合には、その別を記載すること。なお、旧新株引受権証券等（商法等の一部を改正する法律の施行に伴う関係法律の整備に関する法律（平成13年法律第129号）第19条第3項の規定により新株予約権証券とみなされる新株引受権証券又は同条第2項の規定により新株予約権付社債とみなされる転換社債若しくは新株引受権付社債をいう。第二号様式の記載上の注意bにおいて同じ。）がある場合には、その旨を注記すること

- i 新株の発行に際しては、当該株券の効力が生ずるまでの間は、その発行に係る株券は未だ保有していないものとみなして保有株券等の数を記載することができる。  
(新設)
- j 信用取引において、顧客（証券会社を含む。）が証券会社から株券の貸付けを受けたことにより、当該証券会社に対して返還義務を有する場合には、当該借入株券の数に相当する数を「信用取引により譲渡したことにより控除する株券等の数」欄に記載すること。  
(新設)
- k 株券等を共有（民法第249条に規定する共有をいう。以下この号及び(12)において同じ。）により保有する場合は、共有持分を自分の所有として記載すること。また、共有者は、原則として、共同保有者に該当することとなるので、共有者の共有持分は共同保有者の保有株券等として記載すること。ただし、共有により保有する株券等について、議決権の行使権限若しくはその指図権限又は投資権限を委任されているような場合は、その分は自己保有分として記載すること。
- l 相続財産については、相続人が一人の場合は、相続人は、単純承認又は限定承認により相続が確定するまでの間は、当該相続財産に属する株券等を未だ保有していないものとみなして保有株券等の数を記載することができる。また、相続人が数人いる場合は、相続人は、相続財産に属する株券等に係る遺産分割が了しない間は当該株券等を未だ保有していないものとみなして保有株券等の数を記載することができる。
- (11) 当該株券等の発行者の発行する株券等に関する最近60日間の取得又は処分の状況
- a 報告義務が発生した日の60日前の日の翌日以後、報告義務が発生した日までの間の株券等の取得又は処分の状況について記載すること。この場合、1日に2回以上取得又は処分を行ったときは、取得又は処分のそれぞれ1日分を合算して記載すること。ただし、平成2年1月2日より前の株券等の取得又は処分の状況については、記載することを要しない。
- b 「株券等の種類」欄には、株券、新株予約権証券、新株予約権付社債券等の別を記載し、株券等に種類の別がある場合には、その別を記載すること。なお、旧新株引受権証券又は旧転換社債等（第二号様式の記載上の注意bにおいて「旧新株引受権証券等」という。）がある場合には、その旨を注記すること。

- 
- c 「数量」欄には、取得し、又は処分した株券等の数量を記載すること。
- d 「割合」欄には、「数量」欄に記載した株券等の数量を「(4) 上記提出者の保有株券等の内訳」の保有潜在株式の数と発行済株式等総数の合計で除して得た割合を記載すること。
- e 「取得又は処分の別」欄には、「取得」又は「処分」のいずれかを記載すること。
- f 「単価」欄には、売買により株券等を取得し、又は処分した場合には、売買単価を記載すること。ただし、有価証券市場内における売買取引又は店頭売買有価証券の店頭売買取引によって取得し、又は処分した場合には、この欄の記載を要しない。贈与、相続、代物弁済、交換、無償交付等売買以外の方法により株券等を取得し、又は処分した場合にはその旨記載すること。

**(14) 当該株券等に関する担保契約等重要な契約**

保有株券等に関する貸借契約、担保契約、売戻し契約、売り予約その他の重要な契約又は取決めがある場合には、その契約の種類、契約の相手方、契約の対象となっている株券等の数量等当該契約又は取決めの内容を記載すること。株券等を組合又は社団等の業務執行組合員等として保有している場合、共有している場合等には、その旨記載すること。

**(15) 保有株券等の取得資金**

a 取得資金の内訳  
報告義務が発生した日に保有する株券等を取得する際に要した資金（累計）の内訳及び合計を記載すること。「上記(ⅳ)の内訳」欄には、贈与、相続、代物弁済、交換、無償交付等具体的な取得原因を記載すること。ただし、平成2年12月1日より前に取得された株券等に係る取得資金については、記載することを要しない。

b 借入金の内訳

「① 取得資金の内訳」欄に記載した借入金の内訳について記載すること。

「業種」欄には、「銀行」、「その他の金融機関」（令第1条の9に規定する金融機関をいう。以下この様式において同じ。）、「貸金業者」、「リース会社」、「商社」、「個人」等具体的に記載すること。

「借入目的」欄には、取得資金が銀行又はその他の金融機関（以下この様式において「銀行等」という。）からの借入金である場合において、借入れを行った際に当該借入れを株券等の取得資金に充てることを当該銀行等に対して明らかにしなかった場合には「1」を記載し、明らかにした場合及び取得資金が銀行等以外からの借入金である場合には「2」を記載すること。「1」を記載した場合には、その借入金の借入先については、「② 借入金の内訳」の「名称（支店名）」、「代表者氏名」及び「所在地」欄に記載せず、「③ 借入先の名称等」の「名称（支店名）」、「代表者氏名」及び「所在地」欄に記載すること。

c 借入先の名称等

この欄には、「② 借入金の内訳」において「1」を記載した借入金について、その借入先の「名称（支店名）」、「代表者氏名」及び「所在地」を記載すること。なお、法第27条の30の5第1項の規定により報告者が報告書の写しを証券取引所又は日本証券業協会及び発行者に送付する際には、本欄を削除して送付すること。訂正報告書についても同様とすること。

**(16) 共同保有者に関する事項**

- c 「数量」欄には、取得し、又は処分した株券等の数量を記載すること。（新設）

d 「取得又は処分の別」欄には、「取得」又は「処分」のいずれかを記載すること。

e 「単価」欄には、売買により株券等を取得し、又は処分した場合には、売買単価を記載すること。ただし、有価証券市場内における売買取引又は店頭売買有価証券の店頭売買取引によって取得し、又は処分した場合には、この欄の記載を要しない。贈与、相続、代物弁済、交換、無償交付等売買以外の方法により株券等を取得し、又は処分した場合にはその旨記載すること。

**(12) 当該株券等に関する担保契約等重要な契約**

保有株券等に関する担保契約、売戻し契約、売り予約その他の重要な契約又は取決めがある場合には、その契約の種類、契約の相手方、契約の対象となっている株券等の数量等当該契約又は取決めの内容を記載すること。株券等を組合又は社団等の業務執行組合員等として保有している場合、共有している場合等には、その旨記載すること。

**(13) 保有株券等の取得資金**

a 取得資金の内訳  
報告義務が発生した日に保有する株券等を取得する際に要した資金（累計）の内訳及び合計を記載すること。「上記(ⅰ)の内訳」欄には、贈与、相続、代物弁済、交換、無償交付等具体的な取得原因を記載すること。ただし、平成2年12月1日より前に取得された株券等に係る取得資金については、記載することを要しない。

b 借入金の内訳

「① 取得資金の内訳」欄に記載した借入金の内訳について記載すること。

「業種」欄には、「銀行」、「その他の金融機関」（証券取引法施行令第1条の9に規定する金融機関をいう。以下この様式において同じ。）、「貸金業者」、「リース会社」、「商社」、「個人」等具体的に記載すること。

「借入目的」欄には、取得資金が銀行又はその他の金融機関（以下この様式において「銀行等」という。）からの借入金である場合において、借入れを行った際に当該借入れを株券等の取得資金に充てることを当該銀行等に対して明らかにしなかった場合には「1」を記載し、明らかにした場合及び取得資金が銀行等以外からの借入金である場合には「2」を記載すること。「1」を記載した場合には、その借入金の借入先については、「② 借入金の内訳」の「名称（支店名）」、「代表者氏名」及び「所在地」欄に記載せず、「③ 借入先の名称等」の「名称（支店名）」、「代表者氏名」及び「所在地」欄に記載すること。

c 借入先の名称等

この欄には、「② 借入金の内訳」において「1」を記載した借入金について、その借入先の「番号」、「名称（支店名）」、「代表者氏名」及び「所在地」を記載すること。なお、当該報告書を書面で提出する場合において、報告者が報告書の写しを証券取引所又は日本証券業協会及び発行者に送付する際には、本欄を削除して送付すること。訂正報告書についても同様とすること。

**(14) 共同保有者に関する事項**

報告書の提出者が共同保有者全員の委任を受けて当該提出者及び当該共同保有者全員の報告書を一つにまとめて提出する場合には、「第3 共同保有者に関する事項」の下に「該当事項なし」と記載し、「1 共同保有者/1」については記載することを要しない。

(17) 共同保有者/1

各共同保有者の株券等の保有状況について別々に記載し、順に「1 共同保有者/1」、「2 共同保有者/2」と通し番号を付して記載すること。

(18) 共同保有者の概要

共同保有者がいる場合に、提出者が了知している範囲で、「第2 提出者に関する事項」の「(1) 提出者の概要」に準じて記載すること。

(19) 上記共同保有者の保有株券等の内訳

共同保有者がいる場合に、提出者が了知している範囲で、「第2 提出者に関する事項」の「(4) 上記提出者の保有株券等の内訳」に準じて記載すること。

(20) 提出者及び共同保有者

共同保有者（変更報告書を提出する場合において、変動等がないことにより提出しない者を含む。）がいる場合に、提出者及び共同保有者の氏名又は名称のみを記載すること（提出者及び共同保有者が非居住者の場合には、原語名を括弧内に記載すること。）。

(21) 上記提出者及び共同保有者の保有株券等の内訳

共同保有者がいる場合に、提出者及び共同保有者の保有株券等の数を合計して、「第2 提出者に関する事項」の「(4) 上記提出者の保有株券等の内訳」に準じて記載すること。

(22) 共同保有における株券等保有割合の内訳

前回提出の報告書から記載事項に一切の変更がない共同保有者に係る保有株券等の数（総数）及び株券等保有割合についても記載すること。

報告書の提出者が共同保有者全員の委任を受けて当該提出者及び当該共同保有者全員の報告書を一つにまとめて提出する場合には、「第3 共同保有者に関する事項」の下に「該当事項なし」と記載し、「1 共同保有者/1」については記載することを要しない。

(15) 共同保有者/1

各共同保有者の株券等の保有状況について別々に記載し、順に「1 共同保有者/1」、「2 共同保有者/2」と通し番号を付して記載すること。

(16) 共同保有者の概要

共同保有者がいる場合に、提出者が了知している範囲で、「第2 提出者に関する事項」の「(1) 提出者の概要」に準じて記載すること。

(17) 上記共同保有者の保有株券等の内訳

共同保有者がいる場合に、提出者が了知している範囲で、「第2 提出者に関する事項」の「(4) 上記提出者の保有株券等の内訳」に準じて記載すること。

(18) 提出者及び共同保有者

共同保有者がいる場合に、提出者及び共同保有者の氏名又は名称のみを記載すること（提出者及び共同保有者が非居住者の場合には、原語名を括弧内に記載すること。）。

(19) 上記提出者及び共同保有者の保有株券等の内訳

共同保有者がいる場合に、提出者及び共同保有者の保有株券等の数を合計して、「第2 提出者に関する事項」の「(4) 上記提出者の保有株券等の内訳」に準じて記載すること。

（新規）

○ 株券等の大量保有の状況の開示に関する内閣府令（平成二年大蔵省令第三十六号）

改 正 案	現 行																																		
<p><b>第三号様式</b>  <b>【表紙】</b>  <b>【提出書類】</b>  <b>【根拠条文】</b> _____                      法第27条の26第__項  <b>【提出先】</b> _____                      財務（支）局長  <b>【氏名又は名称】</b> _____  <b>【住所又は本店所在地】</b> _____  <b>【報告義務発生日】</b> _____                      平成 年 月 日  <b>【提出日】</b> _____                      平成 年 月 日  <b>【提出者及び共同保有者の総数（名）】</b> _____  <b>【提出形態】</b> _____  <b>【変更報告書提出事由】</b> _____</p> <p><b>第1【発行者に関する事項】</b></p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr><td style="width: 20%;">発行者の名称</td><td></td></tr> <tr><td>証券コード</td><td></td></tr> <tr><td>上場・店頭の別</td><td></td></tr> <tr><td>上場証券取引所</td><td></td></tr> </table> <p><b>第2【提出者に関する事項】</b>                      1【提出者（大量保有者）／1】                      (1)【提出者の概要】                      ①【提出者（大量保有者）】</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr><td style="width: 20%;">個人・法人の別</td><td></td></tr> <tr><td>氏名又は名称</td><td></td></tr> <tr><td>住所又は本店所在地</td><td></td></tr> <tr><td>旧氏名又は名称</td><td></td></tr> </table>	発行者の名称		証券コード		上場・店頭の別		上場証券取引所		個人・法人の別		氏名又は名称		住所又は本店所在地		旧氏名又は名称		<p><b>第三号様式</b>  <b>【表紙】</b>  <b>【提出書類】</b>  <b>【根拠条文】</b> _____                      法第27条の26第__項  <b>【提出先】</b> _____                      財務（支）局長  <b>【氏名又は名称】</b> _____  <b>【住所又は本店所在地】</b> _____  <b>【報告義務発生日】</b> _____                      平成 年 月 日  <b>【提出日】</b> _____                      平成 年 月 日  <b>【提出者及び共同保有者の総数（名）】</b> _____  <b>【提出形態】</b> _____                      （新設）</p> <p><b>第1【発行会社に関する事項】</b></p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr><td style="width: 20%;">発行会社の名称</td><td></td></tr> <tr><td>会社コード</td><td></td></tr> <tr><td>上場・店頭の別</td><td></td></tr> <tr><td>上場証券取引所</td><td></td></tr> <tr><td>本店所在地</td><td></td></tr> </table> <p><b>第2【提出者に関する事項】</b>                      1【提出者（大量保有者）／1】                      (1)【提出者の概要】                      ①【提出者（大量保有者）】</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr><td style="width: 20%;">個人・法人の別</td><td></td></tr> <tr><td>氏名又は名称</td><td></td></tr> <tr><td>住所又は本店所在地</td><td></td></tr> <tr><td>旧氏名又は名称</td><td></td></tr> </table>	発行会社の名称		会社コード		上場・店頭の別		上場証券取引所		本店所在地		個人・法人の別		氏名又は名称		住所又は本店所在地		旧氏名又は名称	
発行者の名称																																			
証券コード																																			
上場・店頭の別																																			
上場証券取引所																																			
個人・法人の別																																			
氏名又は名称																																			
住所又は本店所在地																																			
旧氏名又は名称																																			
発行会社の名称																																			
会社コード																																			
上場・店頭の別																																			
上場証券取引所																																			
本店所在地																																			
個人・法人の別																																			
氏名又は名称																																			
住所又は本店所在地																																			
旧氏名又は名称																																			

旧住所又は本店所在地	
------------	--

②【個人の場合】

生年月日	
職業	
勤務先名称	
勤務先住所	

③【法人の場合】

設立年月日	
代表者氏名	
代表者役職	
事業内容	

④【事務上の連絡先】

事務上の連絡先及び担当者名	
電話番号	

(2)【保有目的】

--

(3)【上記提出者の保有株券等の内訳】

①【保有株券等の数】

	法第27条の23 第3項本文	法第27条の23 第3項第1号	法第27条の23 第3項第2号
株券又は投資証券等(株・口)			

旧住所又は本店所在地	
------------	--

②【個人の場合】

生年月日	
職業	
勤務先名称	
勤務先住所	

③【法人の場合】

設立年月日	
代表者氏名	
代表者役職	
事業内容	

④【事務上の連絡先】

事務上の連絡先及び担当者名	
電話番号	

(2)【保有目的】

--

(3)【上記提出者の保有株券等の内訳】

①【保有株券等の数】

	法第27条の23 第3項本文	法第27条の23 第3項第1号	法第27条の23 第3項第2号
株券(株)			

新株予約権証券（株）	A	—	<u>G</u>
新株予約権付社債券（株）	B	—	<u>H</u>
対象有価証券 カバードワラント	C		<u>I</u>
株券預託証券			
株券関連預託証券	D		<u>J</u>
対象有価証券償還社債	E		<u>K</u>
他社株等転換株券	<u>F</u>		<u>L</u>
合計（株・口）	<u>M</u>	<u>N</u>	<u>O</u>
信用取引により譲渡したこと により控除する株券等の数	<u>P</u>		
共同保有者間で引渡請求権等 の権利が存在するものとして 控除する株券等の数	<u>Q</u>		
保有株券等の数（総数） ( <u>M+N+O-P-Q</u> )	<u>R</u>		
保有潜在株式の数 ( <u>A+B+C+D+E+F+G+H+ I+J+K+L</u> )	<u>S</u>		

② 【株券等保有割合】

発行済株式等総数（株・口） （平成 年 月 日現在）	<u>T</u>
上記提出者の 株券等保有割合（%） ( <u>R / (S+T) × 100</u> )	

新株予約権証券（株）	A	—	<u>F</u>
新株予約権付社債券（株）	B	—	<u>G</u>
対象有価証券 カバードワラント	C		<u>H</u>
株券預託証券			
株券関連預託証券	D		<u>I</u>
対象有価証券償還社債	E		<u>J</u>
合計（株）	<u>K</u>	<u>L</u>	<u>M</u>
信用取引により譲渡したこと により控除する株券等の数	<u>N</u>		
保有株券等の数（総数） ( <u>K+L+M-N</u> )	<u>O</u>		
保有潜在株式の数 ( <u>A+B+C+D+E+F+G+H+ I+J</u> )	<u>P</u>		

② 【株券等保有割合】

発行済株式総数（株） （平成 年 月 日現在）	<u>Q</u>
上記提出者の 株券等保有割合（%） ( <u>O / (P+Q) × 100</u> )	

直前の報告書に記載された 株券等保有割合 (%)	
-----------------------------	--

(4) (略)

**第3【共同保有者に関する事項】**

**1【共同保有者／1】**

**(1)【共同保有者の概要】**

**①【共同保有者】**

個人・法人の別	
氏名又は名称	
住所又は本店所在地	
旧氏名又は名称	
旧住所又は本店所在地	

**②【個人の場合】**

生年月日	
職業	
勤務先名称	
勤務先住所	

**③【法人の場合】**

設立年月日	
代表者氏名	
代表者役職	

直前の報告書に記載された 株券等保有割合 (%)	
-----------------------------	--

(4)【当該株券等に関する担保契約等重要な契約】

--

**第3【共同保有者に関する事項】**

**1【共同保有者／1】**

**(1)【共同保有者の概要】**

**①【共同保有者】**

個人・法人の別	
氏名又は名称	
住所又は本店所在地	
旧氏名又は名称	
旧住所又は本店所在地	

**②【個人の場合】**

生年月日	
職業	
勤務先名称	
勤務先住所	

**③【法人の場合】**

設立年月日	
代表者氏名	
代表者役職	

事業内容	
------	--

④【事務上の連絡先】

事務上の連絡先及び担当者名	
電話番号	

(2)【上記共同保有者の保有株券等の内訳】

①【保有株券等の数】

	法第27条の23 第3項本文	法第27条の23 第3項第1号	法第27条の23 第3項第2号
株券又は投資証券等(株・口)			
新株予約権証券(株)	A	—	<u>G</u>
新株予約権付社債券(株)	B	—	<u>H</u>
対象有価証券 カバードワラント	C		<u>I</u>
株券預託証券			
株券関連預託証券	D		<u>J</u>
対象有価証券償還社債	E		<u>K</u>
他社株等転換株券	<u>F</u>		<u>L</u>
合計(株・口)	<u>M</u>	<u>N</u>	<u>O</u>
信用取引により譲渡したこと により控除する株券等の数	<u>P</u>		
共同保有者間で引渡請求権等 の権利が存在するものの数	<u>Q</u>		

事業内容	
------	--

④【事務上の連絡先】

事務上の連絡先及び担当者名	
電話番号	

(2)【上記共同保有者の保有株券等の内訳】

①【保有株券等の数】

	法第27条の23 第3項本文	法第27条の23 第3項第1号	法第27条の23 第3項第2号
株券(株)			
新株予約権証券(株)	A	—	<u>F</u>
新株予約権付社債券(株)	B	—	<u>G</u>
対象有価証券 カバードワラント	C		<u>H</u>
株券預託証券			
株券関連預託証券	D		<u>I</u>
対象有価証券償還社債	E		<u>J</u>
合計(株)	<u>K</u>	<u>L</u>	<u>M</u>
信用取引により譲渡したこと により控除する株券等の数	<u>N</u>		
保有株券等の数(総数) (K+L+M-N)	<u>O</u>		
保有潜在株式の数 (A+B+C+D+E+F+G+H+ I+J+K+L+M-N)	<u>P</u>		

保有株券等の数（総数） (M+N+O-P-Q)	<u>R</u>
保有潜在株式の数 (A+B+C+D+E+F+G+H+ I+J+K+L)	<u>S</u>

②【株券等保有割合】

発行済株式等総数（株・口） (平成 年 月 日現在)	<u>T</u>
上記提出者の 株券等保有割合（%） (R/(S+T)×100)	
直前の報告書に記載された 株券等保有割合（%）	

第4【提出者及び共同保有者に関する総括表】

1【提出者及び共同保有者】

2【上記提出者及び共同保有者の保有株券等の内訳】

(1)【保有株券等の数】

	法第27条の23 第3項本文	法第27条の23 第3項第1号	法第27条の23 第3項第2号
株券又は投資証券等（株・口）			
新株予約権証券（株）	A	—	<u>G</u>
新株予約権付社債券（株）	B	—	<u>H</u>
対象有価証券 カバードワラント	C		<u>I</u>
株券預託証券			
株券関連預託証券	D		<u>J</u>

<u>I+J</u>	
------------	--

②【株券等保有割合】

発行済株式総数（株） (平成 年 月 日現在)	<u>Q</u>
上記提出者の 株券等保有割合（%） (O/(P+Q)×100)	
直前の報告書に記載された 株券等保有割合（%）	

第4【提出者及び共同保有者に関する総括表】

1【提出者及び共同保有者】

2【上記提出者及び共同保有者の保有株券等の内訳】

(1)【保有株券等の数】

	法第27条の23 第3項本文	法第27条の23 第3項第1号	法第27条の23 第3項第2号
株券（株）			
新株予約権証券（株）	A	—	<u>F</u>
新株予約権付社債券（株）	B	—	<u>G</u>
対象有価証券 カバードワラント	C		<u>H</u>
株券預託証券			
株券関連預託証券	D		<u>I</u>

対象有価証券償還社債	E		K
他社株等転換株券	F		L
合計(株・口)	M	N	O
信用取引により譲渡したことにより控除する株券等の数	P		
共同保有者間で引渡請求権等の権利が存在するものとして控除する株券等の数	Q		
保有株券等の数(総数) (M+N+O-P-Q)	R		
保有潜在株式の数 (A+B+C+D+E+F+G+H+I+J+K+L)	S		

(2) 【株券等保有割合】

発行済株式等総数(株・口) (平成 年 月 日現在)	T
上記提出者の株券等保有割合(%) (R/(S+T)×100)	
直前の報告書に記載された株券等保有割合(%)	

(3) 【共同保有における株券等保有割合の内訳】

提出者及び共同保有者名	保有株券等の数(総数)(株・口)	株券等保有割合(%)

対象有価証券償還社債	E		J
合計(株)	K	L	M
信用取引により譲渡したことにより控除する株券等の数	N		
保有株券等の数(総数) (K+L+M-N)	O		
保有潜在株式の数 (A+B+C+D+E+F+G+H+I+J)	P		

(2) 【株券等保有割合】

発行済株式総数(株) (平成 年 月 日現在)	Q
上記提出者の株券等保有割合(%) (O/(P+Q)×100)	
直前の報告書に記載された株券等保有割合(%)	

(新設)

合計		

(記載上の注意)

(1) 一般的事項

- a 記載事項のうち「第2 提出者に関する事項」には、提出者の株券等の保有状況について記載し、「第3 共同保有者に関する事項」には、共同保有者がいる場合にのみ、各共同保有者の株券等の保有状況について別々に記載し、「第4 提出者及び共同保有者に関する総括表」には、共同保有者がいる場合にのみ、提出者及び共同保有者の株券等の保有状況を一括して記載すること。共同保有者がいない場合には、この様式のうち「第3 共同保有者に関する事項」及び「第4 提出者及び共同保有者に関する総括表」に係る部分は提出することを要しない。
- b 大量保有報告書又は変更報告書（以下この様式において「報告書」という。）の提出者が、共同保有者全員の委任を受けて当該提出者及び当該共同保有者全員の報告書をついにまとめて提出する場合には、当該提出者及び当該共同保有者のそれぞれの株券等の保有状況（変更報告書については、共同保有者のうち、前回提出の報告書から記載事項に変更がない者に係る保有状況を除く。）について、別々に「第2 提出者に関する事項」に記載するとともに、これらの者の株券等の保有状況を一括して「第4 提出者及び共同保有者に関する総括表」に記載すること。この場合には、この様式のうち「第3 共同保有者に関する事項」に係る部分は「該当事項なし」として記載すること。
- c 会社の株券等が新たに証券取引所に上場され、又は店頭売買有価証券として証券業協会に登録されたことにより、株券等保有割合が100分の5を超えることとなった者は、当該上場又は登録の日以後の最初に到来する基準日から5日以内に、この報告書を提出すること。

(削除)

- d 変更報告書の提出に当たっては、大量保有報告書の記載事項のすべてについて、基準日の現況に基づいて記載すること。

- e 報告書に係る訂正報告書については、発行者の名称及び証券コード、提出者の氏名又は名

(記載上の注意)

(1) 一般的事項

- a 記載事項のうち「第2 提出者に関する事項」には、提出者の株券等の保有状況について記載し、「第3 共同保有者に関する事項」には、共同保有者がいる場合にのみ、各共同保有者の株券等の保有状況について別々に記載し、「第4 提出者及び共同保有者に関する総括表」には、共同保有者がいる場合にのみ、提出者及び共同保有者の株券等の保有状況を一括して記載すること。共同保有者がいない場合には、この様式のうち「第3 共同保有者に関する事項」及び「第4 提出者及び共同保有者に関する総括表」に係る部分は提出することを要しない。
- b 大量保有報告書又は変更報告書（以下この様式において「報告書」という。）の提出者が、共同保有者全員の委任を受けて当該提出者及び当該共同保有者全員の報告書をついにまとめて提出する場合には、当該提出者及び当該共同保有者のそれぞれの株券等の保有状況について、別々に「第2 提出者に関する事項」に記載するとともに、これらの者の株券等の保有状況を一括して「第4 提出者及び共同保有者に関する総括表」に記載すること。この場合には、この様式のうち「第3 共同保有者に関する事項」に係る部分は「該当事項なし」として記載すること。
- c 会社の株券等が新たに証券取引所に上場され、又は店頭売買有価証券として証券業協会に登録されたことにより、株券等保有割合が100分の5を超えることとなった者は、当該上場又は登録の日以後の最初の基準日の属する月の翌月15日までに、この報告書を提出すること。
- d 変更報告書は、株券等保有割合に100分の1以上の増加又は減少があった場合のほか、提出者の氏名若しくは名称又は住所若しくは本店所在地の変更、保有目的の変更、保有株券等の内訳の変更（軽微なものを除く。）、株券等に関する担保契約等重要な契約の変更、共同保有者の変更、共同保有者の氏名若しくは名称又は住所若しくは本店所在地の変更、共同保有者の保有株券等の内訳の変更（軽微なものを除く。）その他の大量保有報告書に記載すべき重要な事項の変更があった場合に提出すること。ただし、保有目的が当該株券等の発行会社の事業活動を支配することに変更した場合及び株券等保有割合が100分の10を超えた場合には、第一号様式により変更報告書を提出すること。
- e 変更報告書の提出に当たっては、大量保有報告書の記載事項のすべてについて、基準日又は基準日以外の月末の日の現況に基づいて記載すること。ただし、「第2 提出者に関する事項」の「(1) 提出者の概要」欄又は「第3 共同保有者に関する事項」の「(1) 共同保有者の概要」欄に記載した事項のみが変更した場合には、当該変更のあった欄並びに「第1 発行会社に関する事項」及び「第2 提出者に関する事項」の「(1) 提出者の概要」欄以外の欄には記載することを要しない。
- f 報告書に係る訂正報告書については、発行会社の名称及び会社コード、提出者の氏名又は名

称及び住所又は本店所在地並びに訂正される報告書の報告義務発生日を記載し、訂正事項については、その訂正前・訂正後が分かるように記載すること。

(2) 個別事項

第一号様式に準じて記載すること。

名称及び住所又は本店所在地並びに訂正される報告書の報告義務発生日を記載し、訂正事項については、その訂正前・訂正後が分かるように記載すること。

(2) 個別事項

第一号様式に準じて記載すること。

○ 株券等の大量保有の状況の開示に関する内閣府令（平成二年大蔵省令第三十六号）

改 正 案	現 行																																												
<p><b>第四号様式</b></p> <p>【表紙】</p> <p>【提出書類】(2) _____</p> <p>【根拠条文】 法第27条の26第3項</p> <p>【提出先】 _____財務(支)局長</p> <p>【氏名又は名称】(3) _____</p> <p>【住所又は本店所在地】(3) _____</p> <p>【提出日】 平成 年 月 日</p> <p>第1【届出者の概要】(4)</p> <p>1【届出者】</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr><td style="width: 30%;">個人・法人の別</td><td></td></tr> <tr><td>氏名又は名称</td><td></td></tr> <tr><td>住所又は本店所在地</td><td></td></tr> <tr><td>旧氏名又は名称</td><td></td></tr> <tr><td>旧住所又は本店所在地</td><td></td></tr> </table> <p>2【個人の場合】</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr><td style="width: 30%;">生年月日</td><td></td></tr> <tr><td>職業</td><td></td></tr> <tr><td>勤務先名称</td><td></td></tr> <tr><td>勤務先住所</td><td></td></tr> </table> <p>3【法人の場合】</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr><td style="width: 30%;">設立年月日</td><td></td></tr> <tr><td>代表者氏名</td><td></td></tr> </table>	個人・法人の別		氏名又は名称		住所又は本店所在地		旧氏名又は名称		旧住所又は本店所在地		生年月日		職業		勤務先名称		勤務先住所		設立年月日		代表者氏名		<p><b>第四号様式</b></p> <p>【表紙】</p> <p>【提出書類】(2) _____</p> <p>【根拠条文】 法第27条の26第3項</p> <p>【提出先】 _____財務(支)局長</p> <p>【氏名又は名称】(3) _____</p> <p>【住所又は本店所在地】(3) _____</p> <p>【提出日】 平成 年 月 日</p> <p>第1【届出者の概要】(4)</p> <p>1【届出者】</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr><td style="width: 30%;">個人・法人の別</td><td></td></tr> <tr><td>氏名又は名称</td><td></td></tr> <tr><td>住所又は本店所在地</td><td></td></tr> <tr><td>旧氏名又は名称</td><td></td></tr> <tr><td>旧住所又は本店所在地</td><td></td></tr> </table> <p>2【個人の場合】</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr><td style="width: 30%;">生年月日</td><td></td></tr> <tr><td>職業</td><td></td></tr> <tr><td>勤務先名称</td><td></td></tr> <tr><td>勤務先住所</td><td></td></tr> </table> <p>3【法人の場合】</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr><td style="width: 30%;">設立年月日</td><td></td></tr> <tr><td>代表者氏名</td><td></td></tr> </table>	個人・法人の別		氏名又は名称		住所又は本店所在地		旧氏名又は名称		旧住所又は本店所在地		生年月日		職業		勤務先名称		勤務先住所		設立年月日		代表者氏名	
個人・法人の別																																													
氏名又は名称																																													
住所又は本店所在地																																													
旧氏名又は名称																																													
旧住所又は本店所在地																																													
生年月日																																													
職業																																													
勤務先名称																																													
勤務先住所																																													
設立年月日																																													
代表者氏名																																													
個人・法人の別																																													
氏名又は名称																																													
住所又は本店所在地																																													
旧氏名又は名称																																													
旧住所又は本店所在地																																													
生年月日																																													
職業																																													
勤務先名称																																													
勤務先住所																																													
設立年月日																																													
代表者氏名																																													

代表者役職	
事業内容	

#### 4 【事務上の連絡先】

事務上の連絡先及び担当者名	
電話番号	

#### 第2 【基準日】 (5)

新基準日	
旧基準日	
基準日変更の理由	

#### 第3 【届出者の類型】 (6)

届出者の類型	
証券会社等、国又は地方公共団体である共同保有者の氏名又は名称	

(記載上の注意)

##### (1) 一般的事項

- a 証券会社等又は国若しくは地方公共団体は、その者の共同保有者（将来共同保有者となる者を含む。）の委任を受けて、当該共同保有者の届出書を併せて提出できるものとする。
- b 変更の届出書は、基準日を変更する場合にはあらかじめ、届出者の氏名又は名称に変更があった場合にはすみやかに提出すること。
- c 変更の届出書の提出に当たっては、変更のあった事項だけでなく、基準日の届出書の記載事項のすべてについて記載すること。

##### (2) 提出書類

「基準日の届出書」又は「基準日等の変更の届出書」のいずれかを記載すること。

##### (3) 氏名又は名称及び住所又は本店所在地

- a 届出者本人（代理人が提出する場合には当該代理人）の氏名又は名称及び住所又は本店所

代表者役職	
事業内容	

#### 4 【事務上の連絡先】

事務上の連絡先及び担当者名	
電話番号	

#### 第2 【基準日】 (5)

新基準日 (月末日)				
旧基準日 (月末日)				
基準日変更の理由				

#### 第3 【届出者の類型】 (6)

届出者の類型	
証券会社等、国又は地方公共団体である共同保有者の氏名又は名称	

(記載上の注意)

##### (1) 一般的事項

- a 証券会社等又は国若しくは地方公共団体は、その者の共同保有者（将来共同保有者となる者を含む。）の委任を受けて、当該共同保有者の届出書を併せて提出できるものとする。
- b 変更の届出書は、基準日を変更する場合にはあらかじめ、届出者の氏名又は名称に変更があった場合にはすみやかに提出すること。
- c 変更の届出書の提出に当たっては、変更のあった事項だけでなく、基準日の届出書の記載事項のすべてについて記載すること。

##### (2) 提出書類

「基準日の届出書」又は「基準日の変更の届出書」のいずれかを記載すること。

##### (3) 氏名又は名称及び住所又は本店所在地

- a 届出者本人（代理人が提出する場合には当該代理人）の氏名又は名称及び住所又は本店所

在地を記載すること（法第27条の30の5第1項の規定により当該届出書を書面で提出する場合には、併せて押印すること。）。なお、代理人が提出する場合には、届出書の提出を委任した者が、当該代理人に、届出書の提出に関する一切の行為につき、当該委任した者を代理する権限を付与したことを証する書面を添付すること（法第27条の30の5第1項の規定により当該届出書を書面で提出する場合には、届出書1通につき1通ずつ添付すること。）。

b 届出者が、証券会社等又は国若しくは地方公共団体である場合であって、当該届出者が共同保有者（将来共同保有者となる者を含む。）の委任を受けて、当該共同保有者の届出書を併せて提出するときは、当該届出者の氏名又は名称及び住所又は本店所在地を記載すること（法第27条の30の5第1項の規定により当該届出書を書面で提出する場合には、併せて押印すること。）。なお、当該共同保有者が、当該届出者に届出書の提出に関する一切の行為につき、当該共同保有者を代理する権限を付与したことを証する書面を添付すること（法第27条の30の5第1項の規定により当該届出書を書面で提出する場合には、届出書1通につき1通ずつ添付すること。）。

c 「氏名又は名称」欄については、法人の場合には、法人の名称及び代表者の役職氏名を記載すること（法第27条の30の5第1項の規定により当該届出書を書面で提出する場合には、併せて代表者印を押印すること。）。

d 届出者が非居住者の場合には、原語名を括弧内に記載すること。

(4) 届出者の概要

第一号様式の「第2 提出者に関する事項」の「(1) 提出者の概要」に準じて記載すること。

(5) 基準日

a 基準日の届出書を提出する場合には、「新基準日」欄に令第14条の8の2第2項各号に掲げる日の組合せのうちいずれか一を選択したものを記載し、「旧基準日」欄には記載しないこと。変更の届出書を提出する場合には、「新基準日」欄に変更後の基準日（令第14条の8の2第2項各号に掲げる日の組合せのうちいずれか一を選択したものを記載し、「旧基準日」欄に変更前の基準日を記載すること。）。

b 基準日の変更を届け出る場合に、その理由を具体的に記載すること。

(6) 届出者の類型

a 「届出者の類型」欄には、第11条各号又は第14条各号に掲げる者のいずれの者に該当するかを記載すること。なお、記載に当たっては、該当する根拠規定（例えば、「第11条第1号」）を記載すること。

b 「証券会社等、国又は地方公共団体である共同保有者の氏名又は名称」欄には、届出者が第11条第4号又は第14条第2号に掲げる者に該当する場合（将来該当する場合を含む。）に、当該届出者の共同保有者（将来共同保有者となる者を含む。）であって、証券会社等に該当する者の氏名又は名称を1つ記載すること。

在地を記載すること（当該届出書を書面で提出する場合には、併せて押印すること。）。なお、代理人が提出する場合には、届出書の提出を委任した者が、当該代理人に、届出書の提出に関する一切の行為につき、当該委任した者を代理する権限を付与したことを証する書面を添付すること（当該届出書を書面で提出する場合には、届出書1通につき1通ずつ添付すること。）。

b 届出者が、証券会社等又は国若しくは地方公共団体である場合であって、当該届出者が共同保有者（将来共同保有者となる者を含む。）の委任を受けて、当該共同保有者の届出書を併せて提出するときは、当該届出者の氏名又は名称及び住所又は本店所在地を記載すること（当該届出書を書面で提出する場合には、併せて押印すること。）。なお、当該共同保有者が、当該届出者に届出書の提出に関する一切の行為につき、当該共同保有者を代理する権限を付与したことを証する書面を添付すること（当該届出書を書面で提出する場合には、届出書1通につき1通ずつ添付すること。）。

c 「氏名又は名称」欄については、法人の場合には、法人の名称及び代表者の役職氏名を記載すること（当該届出書を書面で提出する場合には、併せて代表者印を押印すること。）。

d 届出者が非居住者の場合には、原語名を括弧内に記載すること。

(4) 届出者の概要

第一号様式の「第2 提出者に関する事項」の「(1) 提出者の概要」に準じて記載すること。

(5) 基準日

a 基準日の届出書を提出する場合には、「新基準日」欄に任意の3月毎の月末日を記載し、「旧基準日」欄には記載しないこと。変更の届出書を提出する場合には、「新基準日」欄に変更後の基準日（任意の3月毎の月末日）を記載し、「旧基準日」欄に変更前の基準日を記載すること。

b 基準日の変更を届け出る場合に、その理由を具体的に記載すること。

(6) 届出者の類型

a 「届出者の類型」欄には、第11条各号又は第14条各号に掲げる者のいずれの者に該当するかを記載すること。なお、記載に当たっては、該当する根拠規定（例えば、「第11条第1号」）を記載すること。

b 「証券会社等、国又は地方公共団体である共同保有者の氏名又は名称」欄には、届出者が第11条第4号又は第14条第2号に掲げる者に該当する場合（将来該当する場合を含む。）に、当該届出者の共同保有者（将来共同保有者となる者を含む。）であって、証券会社等に該当する者の氏名又は名称を1つ記載すること。